

吹田市市税等スマートフォン・タブレット端末による収納業務仕様書

本仕様書は、吹田市市税等スマートフォン・タブレット端末による収納業務（以下、「収納業務」という。）について、その範囲及び条件等を定めるものです。

1 用語の定義

(1) 収納代行業者

吹田市と本業務を契約した相手方をいう。

(2) 総合公金収納業者

吹田市が指定するコンビニ収納とその他の収納方法の情報を取りまとめ、総合行政ネットワーク（L G W A N）回線経由で吹田市に提供する事業者をいう。

※本市は総合公金収納業者として、株式会社さくらケーシーエス（兵庫県神戸市中央区播磨町 21 番 1）と契約している。

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日の間も同業者と契約する予定です。

(3) バーコード情報等

吹田市の発行する納付書に印字されたコンビニエンスストア収納用バーコードをいう。

(4) スマートフォン等

納税者が使用するスマートフォン・タブレット端末をいう。

(5) 納付サイト

クレジットカード納付用サイトをいう。

(6) 市税等

吹田市が課する市府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）をいう。

(7) 指定納付受託者

吹田市が指定した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 に規定する指定納付受託者による市税等の納付を行うものをいう。

※本市は指定納付受託者として、三井住友カード株式会社（大阪府大阪市中央区今橋 4 丁目 5 番 15 号）および株式会社池田泉州 J C B（大阪市北区豊崎 3 丁目 2 番 1 号）を指定している。

また、三井住友カード株式会社は V I S A、M A S T E R のブランドでのクレジットカード（デビットカード等、指定納付受託者が指定するものを含む。）、株式会社池田泉州 J C B は J C B、A M E X、D I N E R S のブランドでのクレジットカード（デビットカード等、指定納付受託者が指定するものを含む。）の決済を引き受けている。

(8) 納付受託事務

吹田市の納付受託の実施に必要な事務をいう。

(9) 収納対象

吹田市に対して納付受託する市税等をいう。

(10) 速報データ・確報データ

納税者が市税等を指定納付受託者に納付受託させることを吹田市に申し出て、吹田市がこれを承認し、指定納付受託者が納付受託することが確定された情報をいう。

(1 1) 収納情報

速報データ及び確報データをいう。

2 収納業務の概要

(1) 市税等のクレジットカードによる収納業務

ア 指定納付受託者へ収納金にかかる決済データを送付すること。

イ 収納情報を総合公金収納業者へ送付すること。

(2) その他クレジットカードによる収納業務に係る当事者間の折衝及び調整等の業務

吹田市の指定する本業務に係る業者との打合せに参加すること。

3 市税等のクレジットカードによる収納業務の概要

(1) クレジットカード納付用サイトの作成・運用管理

吹田市の発行する納付書に印字されたバーコード情報等を、スマートフォン等のカメラ機能で読み取り可能な納付サイトを作成し、運用管理を行う。

(2) クレジットカード決済

納付サイトにて納税者が入力をしたクレジットカード情報に基づき、各クレジットカード会社に信用照会を行い、カードの与信枠及び有効性を確認したのち、決済承認を得れば、クレジットカード決済を実行する。

(3) 収納情報の伝送

クレジットカード決済を行った収納情報を、コンビニの収納情報と共に伝送する。

※クレジットカード決済分はコンビニ本部コードに「680」を設定する。

4 速報・確報等の各データの送付

(1) 送付方法について

ア 総合公金収納業者との間のデータ送受については、発信者番号の確認等の情報漏洩への対策がとられていること。

イ 指定納付受託者との間のデータ送受については、PCIDSS 準拠による情報漏洩への対策がとられていること。

(2) 送付時期について

吹田市及び指定納付受託者との協議により決定したスケジュールに従い収納情報を作成して送付すること。

5 バーコードの仕様

納付書に表示するバーコードは財団法人流通システム開発センター発行の「GS1-128 による標準料金代理収納ガイドライン」準拠の仕様を用いるものとする。

バーコード情報のレイアウトは別添1のとおりとする。

6 納付サイトの要件

- (1) 納付サイトは、専用のアプリケーションを必要とせず、スマートフォン等で利用されている一般的なブラウザで利用できるものであること。
- (2) 納付サイトは、外部からの不正アクセス対策等を施し、情報の漏洩、改ざん等を防止するとともに、ウィルス対策等を徹底し、当該業務運用への支障や第三者への情報セキュリティ上の脅威とならないような対策を講じるなど十分に留意し、また、操作性を十分に考慮した利便性の高いシステムとすること。
- (3) Android、ios 等の OS に対応できるものとすること。
- (4) OS のバージョンアップに伴い、納付サイトの設定を更新する必要がある場合は、これに対応すること。
- (5) 納税者がスマートフォン等のカメラ機能で読み取った別添 1 のバーコード情報仕様書の項目の一部をスマートフォン等の画面に表示し、クレジットカード決済を可能とする仕様とすること。
- (6) 別添 1 のバーコード情報仕様書の項目にある「支払期限日」を経過したバーコードを読み取った場合、クレジットカード納税ができない仕様とすること。
- (7) 一度クレジットカード決済を行った納付書は、再びクレジットカード決済を行うことはできない仕様とすること。
- (8) 本市が指定する納付に係るシステム利用料を計算し、納付サイトで納税者に提示するとともに、市税等の金額とは別に各クレジットカード会社に連携する仕様とすること。
- (9) 納付情報およびクレジットカード決済情報に基づき納付手続き完了メールを納税者へ送付する仕様とすること。
- (10) 納税者が納付に係るシステム利用料を試算することができる仕様とすること。
- (11) 納付サイトに障害等発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。

7 事故の対応

- (1) 収納代行業者は、事故の発生に際して、相当の知識をもった職員が迅速に対応できる体制を備えること。
- (2) 収納代行業者は、事故の発生時には直ちに吹田市に報告し、対応について協議すること。

8 資料の廃棄

- (1) 収納代行業者は、クレジットカード納付に係る収納代行業務の履行にあたって発生した機密情報等に関する一切の資料を廃棄する場合には、焼却、溶解等の確実な方法により、機密情報等の読取判読が不可能な状態にしなければならない。
- (2) 収納代行業者は、機密情報等を電子計算機等を用いて管理している場合は、その電子計算機等の廃棄又は転売若しくは譲渡等（リースの場合は返却）を行うにあたり、電子計算機等に記録されている機密情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

9 損害賠償

収納事務の履行にあたり吹田市又は納付者などに損害が生じた場合、収納代行業者の責に帰すべき事由によるものは、収納代行業者がその損害賠償責任を負うものとする。

1 0 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 本業務の履行に当たっては、吹田市情報セキュリティポリシー、個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守し、適切に処理するものとする。
- (2) 収納代行業者は、本業務において知り得た吹田市の機密に関する事項及び収納情報等の納税者のプライバシーに関する事項について、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、本業務の履行にあたり必要な場合を除いて第三者に漏らしてはならない。
- (3) 吹田市は、この規定に違反し、収納代行業者の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った損害を、相手方に対して賠償請求することができる。
ただし、請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

1 1 その他

本仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくは仕様書の定めのない事項については、吹田市と協議のうえ定めるものとする。